

配布資料又は工事調達における総合評価落札方式の運用ガイドライン(H29.8)にて確認できる質問については省略させていただきました。

質問	回答
◆ H29年度工事調達における総合評価落札方式の運用ガイドラインの改訂方針について ◆	
<p>「段階的選抜方式の試行」 一次審査を通過した会社名と通過しなかった会社名及び各社の一次審査時の評価点は公表するか？</p>	<p>入札調書の公表と併せて、一次審査の評価点を公表します。</p>
<p>同時提出型 技術提案書に基づく入札の可否(「○」「-」「×」)については、資料に記載された「競争参加資格の確認結果通知」の時期になるのでしょうか？</p>	<p>競争参加資格の確認結果通知時に、技術提案の採否結果を通知します。</p>
<p>ICT土工 施工実績を証明するための資料として、契約書、施工計画書、アンケート調査票を提出しているが、提出枚数が多い。工事実績については、コリンズでも確認することができると思うがいかがか。</p>	<p>ICT土工の実績を確認するため、ご指摘の書類が必要と判断しております。コリンズではICT土工の施工実績を確認することができない場合があります。従来どおり実績を証明できる資料の提出をお願いします。</p>
<p>手持ち工事量 ○受注実績を証明する資料は、事業者から提出しますか？ ○評価基準日はいつですか？ ○評価基準日に施工中と判断する工事はいつからいつまでを考えていますか？ ○対象の工種は一般土木工事だけなのか、維持修繕工事も対象になりますか？ ○評価の対象となる工事における施工中の定義を教えてください。 ○記載漏れ、記載間違いがあった場合、ペナルティはありますか。</p>	<p>○入札説明書に様式を定め、申請していただきます。 ○評価基準日は、入札説明書に記載します。 ○施工中とは契約日から工事完了日までの期間(契約日・工事完了日を含む)をいいます。 ○一般土木工事のみ対象で、維持修繕工事は対象外です。 ○施工中とは契約日から工事完了日までの期間をいいます。工事完了日とは、完成通知書に記載した完成日とします。 ○ペナルティはありません。評価にあたっては、発注者が把握しているデータとの整合により評価しますが、リアルタイムで確認できない場合がありますので所定の様式で申請をお願いします。</p>

<p>災害協定締結の評価点見直し ○新しく2点の評価が追加になりましたが、〇〇協会が複数の事務所と一括協定締結している場合は、〇〇協会の証明書を添付すれば評価されるのでしょうか。 ○当該工事を発注した事務所との協定締結有りの場合2点となっておりますが、本官工事の場合、中部地方整備局との災害協定を締結していれば2点ということでしょうか。</p>	<p>○複数の事務所と協定を締結していた場合でも、当該工事を発注した事務所との協定締結があった場合として評価します。 ○本官工事であっても、当該工事を発注した事務所との協定締結があった場合として評価します。入札説明書に当該工事を発注した事務所名を記載します。</p>
<p>配置予定技術者施工実績の評価見直し(若手技術者登用) 工期途中から現場代理人として従事(現場代理人の交替等)した場合、同種・類似工事で求められる工種に従事したことを証明(工程表等の提出)できれば、1点の評価が与えられますか。</p>	<p>同種・類似で設定した内容が満足することを証明できる資料を提出していただければ、評価の対象となります。</p>
<p>概算数量発注の導入(トンネル工事 仮設備工の積算) ○小断面トンネル工(設計断面積50m²未満)による工事は試行対象外とあるが、本坑と避難坑がある工事の場合、避難坑のトンネル仮設備は今まで同様に積上げるのか？ ○契約後の単価協議はどのレベルで単価協議をするのか？</p>	<p>○個別の案件については、公告、入札説明書等にてご確認ください。 ○「総価契約単価合意方式」は、通常のとおり行います。詳細は受注後発注者へご相談ください。</p>
<p>簡易確認型の試行 落札候補者の決定通知後、評価値上位3者以上の候補者が参加資格確認資料を提出することとなっております。落札候補者の決定通知後から参加資格確認資料の提出期限は何日間を見込んでいますでしょうか？3日間程度の短期間であれば、結局事前に作成することになってしまいます。</p>	<p>評価値上位3者以上の候補者以外が事前に詳細資料を作成することがないように、日程を設定することで検討してまいります。</p>
<p>週休2日制新試行工事 「本官工事において達成できた場合、取組証を発行し、翌年度以降の総合評価で加点する」と報道されています。今回説明がなかったかと思いますが、お決まりでしたらご回答願います。</p>	<p>取組証は、次年度以降の中部地方整備局発注工事において、総合評価における加点対象とする予定です。 (週休2日制新試行方針については別添参照)</p>
<p>チャレンジ型(維持修繕工事実績評価型)について、工事成績の評価において、一般土木工事もしくは維持修繕工事の平均点で評価と記載がありますが、両方の実績がある場合、入札参加者(業者)側で、平均点が高い方を選択で出来るのでしょうか。</p>	<p>国土交通省中部地方整備局及び事務所(管理所)(いずれも港湾空港関係を除く)の発注工事、該当する年度に完成した全ての一般土木工事又は全ての維持修繕工事について記載してください。いずれか高い方を申請していただければ、そちらで評価します。</p>

◆ 申請時の注意事項 ◆

<p>道路除雪作業の実績 道路除雪作業の実績として〇〇県との協定を締結していますが、H28年度以降は、緊急維持修繕工事など、道路除雪作業以外の作業が含まれた包括協定となりました。そのため、ガイドラインに示されている「対象実績は発注が道路除雪作業のみの場合」に該当しないため、実績として評価されません。このため現在当社は、平成27年度以前の実績(道路除雪作業のみの協定)を添付しています。数年後、愛知県内業者の実績はなくなりそうなので「のみ」規定を見直していただきたい。</p>	<p>今後、検討してまいります。</p>
<p>道路除雪作業の実績 地方自治体と契約した実績を証明するために、発注者から24時間体制の工事である証明書を発行していただいている。この証明書をもって実績があることを認めていただくことを検討していただきたい。</p>	<p>今回、ご指摘の地方自治体は証明書を発行しているようですが、証明書を発行しない地方自治体も想定されます。証明書により実績として認めることは、入札時において公平でないことが想定されるため、従前どおり実績を証明できる資料を提出してください。</p>
<p>配置予定技術者の従事期間 「従事期間が工期より短い場合は、従事した内容がわかる資料を添付すること」とあります。「鋼橋上部工」のように「工場製作」「現場架設」で監理技術者等の従事技術者が変更する場合なども、工程表などの資料の添付は必要となりますでしょうか？</p>	<p>提出してください。</p>
<p>配置予定技術者の雇用関係 雇用関係が確認できる資料(健康保険証、監理技術者証など)を提出とありますが両方の提出の必要がありますか。監理技術者証のみでよろしいか。</p>	<p>監理技術者証、健康保険証など雇用関係がわかる資料のいずれかを提出してください。</p>
<p>近隣地域内の工事实績 「工事成績評定通知が発注者より通知しているにも関わらず、添付されていない場合は「競争参加資格無し」となります。」と記載がありますが、評価しないの間違いではないでしょうか？</p>	<p>ご指摘のとおりです。資料を修正します。</p>

◆ その他 ◆

電子入札システムのファイル容量

同種工事、類似工事の条件が詳細なことがあり、それらの施工実績を証明するために図面等の資料を添付したり、また、担当技術者や途中交代の現場代理人の施工実績を証明するために工程表を添付したり、容量がかなり大きくなる場合があります。現在の3MBでは容量が小さいと思いますが、ご検討いただけませんか。

今後検討してまいります。

入札参加申請における配置予定技術者

配置予定技術者が同種・類似工事の担当技術者であった場合の実績の考え方について、コリンズに担当技術者を登録する場合、技術データに登録のある工種のいずれかを担当工事内容として選択しないと登録できません。したがってコリンズの担当技術者の技術者情報には、施工した工種のほとんどに携わった場合でも、担当工事内容として1つの工種しか登録されていません。同種・類似工事で求めている工種が担当工事内容に含まれていない場合でも実績ありとして認められると考えてよいでしょうか。

同種・類似で設定した内容が満足することを証明できる工程表等の資料を提出していただければ、評価の対象となります。